

令和元年8月26日

第26回村上市農業委員会会議録

第26回村上市農業委員会定例会を令和元年8月26日午後1時30分村上市神林支所3階第4・5会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

2番	阿部正一	3番	増田嘉美
4番	加藤孝平	5番	石山章
6番	遠山久夫	7番	池田千秋
8番	本間サヨ子	9番	中山和衛
11番	斎藤博	12番	佐藤健吉
13番	齋藤文夫	14番	板垣栄一
15番	稲葉浩之	16番	菅原隆雄
17番	大野章	18番	村山美恵子
19番	船山寛		

1. 欠席委員は次のとおりである。

1番	鈴木いせ子	10番	遠藤俊樹
20番	本間裕一		

1. 農地利用最適化推進委員の出席は次のとおりである。

16番 齋藤 仁

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について

報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 事業計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第5号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付について

議案第6号 令和元年度村上市賃借料情報(案)について

議案第7号 別段面積の設定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 小川良和

事務局次長 大西恵子

事務局副参事 佐藤俊一
事務局係長 園部和枝

1. 午後1時30分 事務局長（小川良和君） それでは、通告少し前ですが、ただいまから第26回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。議席番号1番、鈴木いせ子委員、議会出席のため、議席番号10番、遠藤俊樹委員、別会議出席のため、議席番号20番、本間裕一委員、葬儀のため欠席の連絡が入っております。よって、出席委員17名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立します。

また、本日は現地確認の報告員ということで朝日地区の推進委員であります16番齋藤仁推進委員が出席しておりますので、あわせてご報告いたします。

初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、第26回村上市農業委員会定例総会の議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

議長である私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第26回村上市農業委員会定例総会議事録署名人には、議席番号3番、増田委員、議席番号4番、加藤委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4の報告。報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について事務局より報告してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、説明いたします。

1枚めくっていただきまして、1ページをごらんください。報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について。今回は1件の案件でございます。

番号1番、申請人、村上市大塚__番地、____、土地の表示、大塚字大坪__番、土地の表示、地目、畑、面積232平米、うち転用面積199平米、転用目的、農業用施設用地（農機具格納庫）、備考といたしまして、申請者は40ヘクタールの農業経営を営んでおります。今回は、農機具格納庫の建設を計画したものです。農機具格納庫1棟、建築面積、84.59平米。

続きまして、場所の説明をいたします。2ページをごらんください。地図左側上のほう、国道7

号が走っております。右手のほうに行きますと、大塚集落があり、その中太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ご質問等ありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、次に報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について、今回の案件は3件となっております。

初めに、番号1番、申請人、村上市松岡__番地、____、土地の表示、松岡字茶畑__番__、地目、台帳、畑、現況、原野、面積565平米、申請の事由ですが、申請地は30年以上農地として利用しておらず、現在は原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号2番、申請人、新発田市曽根町__丁目__番__号、____、土地の表示、塩野町字宮野__番__、地目、台帳、原野、現況、山林、面積849平米、申請の事由ですが、申請地は40年くらい前に杉を植林し、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

最後に、番号3番、申請人、村上市小川__番地、____、土地の表示、小川字藤原__番__、地目、台帳、畑、現況、雑種地外5筆計6筆、合計面積767平米。申請の事由ですが、申請地の藤原__番外4筆の畑は、30年くらい前から耕作しておらず、現在は雑種地化しています。また、屋敷添__番__は、約20年前から耕作しておらず、平成24年に防火水槽用地として集落で購入した土地の残地で、現在は雑種地化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、場所の説明をいたします。番号1番について。5ページをごらんください。地図右手側下のほうに国道7号が走っており、その左側にあさひエッグファームがあり、すぐ脇、太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

次に、番号2番について。地図左上及び右下方向にあさひエッグファームがあり、その間の中央付近に太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

最後に、番号3番について。議案の作成の都合上地図の右が北の方角になりましたことをご了承ください。地図中央、国道7号が走っており、地図右下に十川地内に2筆、小川地内に4筆、計6筆小さく太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ただいま説明をした件につきましてご質問等ありましたら、お願いします。

（何事か声あり）

○議長（石山 章君） よろしいです。決とらなくてよろしい。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、報告は以上といたします。

次に、日程5の議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事(佐藤俊一君) 8ページをごらんください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

まず初めに、1件について取り下げがございましたので、報告いたします。番号8、売買案件ですが、譲渡人が8月12日死亡のため、譲受人より取り下げということになりましたので、お知らせいたします。

今回は、使用貸借3件、売買1件減りまして、5件の合計8件の案件です。使用貸借1件について説明します。番号1、貸人、村上市中倉__番地、____、借人、村上市中倉__番地、____、土地の表示、坂町字野口__番、現況地目、田、地積3,449平米、田がほかに3筆、畑が4筆、合計8筆、合計地積が17,331平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定、契約の内容、10年間で無償です。1番から3番までが使用貸借になります。

売買案件について説明します。番号4、譲渡人、村上市藤沢__番地__、____、譲受人、村上市坂町__番地__、____、土地の表示、坂町字大道端__番__、現況地目、畑、地積208平米、契約の種別、所有権の移転売買、対価としまして____円、10アール当たり換算で____円です。

次に、番号5、譲渡人、村上市北中__番地、____、譲受人、村上市北中__番地、____、土地の表示、北中字道地__番__、現況地目、畑、地積122平米、契約の種別、所有権の移転(売買)、対価として____円、10アール当たり換算で10アール当たり____円です。

番号5については、後で出てくる基盤法での売買と同じ____、____の間で売買が6件あります。この1件については、明治時代の抵当権がありまして、それを含んだ形での了承した上での取引だということで、基盤法にはかけられず、3条での売買案件となりました。

次に、番号6、譲渡人、村上市板屋沢__番地__、____、譲受人、村上市板屋沢__番地、____、土地の表示、板屋沢字下川原__番__、現況地目、田、地積92平米、契約の種別、所有権の移転(売買)、対価としまして____円、10アール当たり換算が____円です。

次に、番号7、譲渡人、神奈川県小田原市飯泉__番地__、____、譲受人、村上市板屋沢__番地、____、土地の表示、板屋沢字下川原__番__、現況地目、田、地積113平米、契約の種別、所有権の移転(売買)、対価としまして____円、10アール当たり換算で10アール当たり____円です。

番号6、7について、10アール当たりの換算で結構高額になっておりますが、これについては近くを高速道路用地としての売買がありまして、その売買の金額に少し引き上げられた形での売買と

なっております。

先ほど説明したとおり、番号8は取り下げ。

最後に、番号9、譲渡人、新発田市中曾根町__丁目__番__号、____、譲受人、新発田市住吉町__丁目__番__号、____、土地の表示、松岡字林添__番__、現況地目、畑、地積236平米、畑がもう3筆ございます。合計4筆、合計地積733平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価としまして____円、10アール当たり換算で____円です。

場所の説明をします。11ページをごらんください。売買案件、番号4の場所です。荒川地区坂町地内です。図面向かって左側にJR羽越本線、右に国道7号線があります。図面中央、県道坂町停車場線近くにあるのが申請地__番__です。

12ページをごらんください。番号5の場所です。山北地区大毎地内です。図面を縦に国道7号線があり、北中と大毎の境付近、図面中央にある7筆のうち一番上部にあるのが申請地__番__です。外6筆については、後ほど基盤法での取引となります。

次に、13ページをごらんください。番号6と7の場所です。山北地区板屋沢地内です。図面を横に国道7号線があり、勝木川を挟んだ図面中央にある2筆が番号6の申請地__番__と番号7の申請地__番__です。

ちなみに、この2筆に挟まれた土地は今回譲り受けとなる富樫さんの土地であります。

次に、15ページをごらんください。番号9の場所です。朝日地区松岡地内です。図面を縦に国道7号線があります。国道脇、寒川運送裏手、図面中央にあるのが申請地__番__です。

16ページをごらんください。同じく番号9の場所です。朝日地区松岡地内です。国道7号線から西に500メートルほど行ったところ、図面中央にある3筆が上から申請地__番__、__番__、__番__です。

以上で場所の説明を終わります。

説明した8件については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） ただいま説明のあった議案第1号につき、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号については許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 事業計画変更承認申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、17ページ、議案第2号 事業計画変更承認申請について。今回は1件の申請です。

番号1番、当初計画者、村上市葛籠山__番地、__及び村上宿田__番地__、__、土地の表示、葛籠山字南田__番、地目、台帳、現況とも田、面積378平米、移転内容の事由は、転用期間並びに権利を設定、移転しようとする契約内容の変更、変更目的、内容は、申請地は平成30年12月5日付新潟県村振農第3078号により、農地法第5条の許可（一時転用）を得ました。この間代替地を検討してきましたが、当該地以外に条件を満たす土地がなく、このたび土地の所有者から同意を得たことから、資材置場として継続的に使用するため、計画の変更を申請するものです。転用期間について、変更前、許可日から3年間、変更後、永年、権利設定、移転等について、変更前賃借権の設定、変更後、売買による所有権移転、こちらは農振除外案件であります。

続きまして、場所の説明をいたします。18ページ、地図左側南北にJR羽越本線及び国道7号が走っております。地図中央に葛籠山集落があり、その右手、太く三角に囲まれた場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） ただいま説明のあった議案第2号について質疑に入ります。済みませんでした。その前に現地の調査していただいておりますので、現地調査の報告をお願いいたします。

6番、遠山委員。

○6番（遠山久夫君） 6番、遠山です。今月7日、農業委員4名、推進委員4名、農地パトロールの前に事前相談としてこの案件について大西次長さんから説明を受けました。現地については、過去何度となく確認しているところでもありますので、担当地区委員としてその日確認してきたことを皆様方にご報告し、全体での現地確認は省略させていただきました。議案書の変更目的と内容に書かれているように、一時転用で許可を得たものの、__として当地以外条件を満たす土地がなかなかなく、幸い所有者の同意も得ることができましたので、このたび転用期間の変更とあわせて、売買による所有権移転を申請するものです。一時転用を得たときと同じように、ほかの農地に悪影響を及ぼすようなことのないよう注意を行い、資材置場として継続的に使用するため、計画変更したいとのございます。神林地区委員全員この案件についてはやむなしであろうとの意見となりました。

皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

（何事か声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしの声もありますが、議案第2号 変更承認申請については承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 事業計画変更承認申請については、承認することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、19ページをごらんください。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。今回は2件の案件でございます。

番号1番、貸人、村上市上鍛冶屋__番地、____、借人、村上市上鍛冶屋__番地、____、土地の表示、上鍛冶屋字諏訪ノ木__番__、地目、台帳、田、現況、畑、地積532平米、転用の目的、住宅建築敷地、契約につきましては使用貸借権の設定で、農地区分は第1種農地、備考といたしまして、申請者はこのたび住宅の建築を計画し、利便性等から申請地を最適地と考え転用申請をするものです。なお、申請地は第1種農地であるが、住宅を集落に接続して設置するものです。転用の計画は木造2階建て1棟、建築面積は79.49平米、こちらについては農振除外案件であります。また、借り手であります____さんは、貸人であります____さんの娘さんの旦那さんに当たる方です。

続きまして、番号2番、貸人、村上市桃川__番地、____、借人、村上市田端町__番__号____、____、____、土地の表示、桃川字前田__番__、地目、台帳、現況とも畑、地積216平米、転用の目的、住宅建築敷地、契約につきましては使用貸借権の設定で、農地区分については第2種農地、備考といたしまして、申請者は現在田端町地内のアパートで生活をしていますが、このたび住宅建築を計画し、実家近くの申請地に住宅を建築するため転用申請をするものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、住宅を集落に接続して設置するものです。転用の計画は木造2階建て1棟、建築面積77.01平米です。

続きまして、場所の説明をいたします。番号1番につきましては、地図左上、国道7号が走っており、右端の上鍛冶屋地内、太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

次に、番号2番につきましては、地図中央、国道290号が走っており、その上地図中央付近、小さく太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） 質疑の前に転用に係る現地調査を実施していただいておりますので、最初に番号1番について報告をお願いいたします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） それでは、議案第3号、1番の現地調査を報告いたします。今月の19日月曜

日、午後1時より荒川支所1階予備室において農業委員3名、最適化推進委員2名、事務局からは小川局長、園部係長、荒川支所の遠山主査が出席して、事務局より申請内容について資料に基づき説明を受けました。その後上鍛冶屋に移動して、_____の立ち会いのもと申請内容について確認を行いました。申請地は第1種農地であり、前回農用地区域からの除外済みのときと内容は変わっておらず、生活排水は公共下水道へ接続し、隣地農地との境界にはコンクリートにより土留めを行い、土砂、雨水の流出を防止するなど、問題なく出席委員全員で許可すべきと判断しました。

皆さんのご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） 続いて、議案番号2番について報告をお願いいたします。

14番、板垣委員。

○14番（板垣栄一君） それでは、番号2につきまして私のほうからご説明を申し上げます。

去る8月の7日、私どもでは神林地区の前期農地パトロールということで計画されておりましたが、そのパトロールに出かける前、要は午後から、1時半から男子休憩室において地区の農業委員さん4名、最適化推進委員4名、そしてまた大西次長、佐藤副参事、そして事務局員の鷺尾さん、渡辺さんというようなことで総勢12名でしょうか、その中で説明を受けた後、パトロールを実施する前に現地を皆さんで確認していただきました。桃川地内のちょうど神社の、桃川神社という式内神社のすばらしいやつがあるわけでありまして、その隣の土地になります。立地条件といたしましては、まさに集落の真ん中というふうなことで、集落の周辺の農地に害を及ぼすというようなことはない土地であります。また、雨水、下水についてもすぐそばに隣接して側溝がありまして、道路ありまして、その道路には下水も通っております。

また、この中で_____さんからの使用貸借とありますが、_____さんの娘さんの旦那さんが_____さんということ、お孫さんかな、お孫さんの旦那さんが_____さんというふうなことで、要はおじいさんのうちの土地に住宅を建設したいということでございます。現状といたしましては、前々より家庭菜園のような形で野菜をつくられたり、キュウリ、トマトを若干つくっていたというふうなことでありまして、状況的には問題のないところだというふうに私ども地区の人間としては判断してまいりましたし、皆様に審議をあおりたいところではありますが、個人的には集落に軒数がふえるということは非常にありがたいことだなど、そんなことも思って、現地を調査してまいりました。

以上、報告をいたします。

○議長（石山 章君） それでは、説明あった議案第3号につき、質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ご意見ないようでありますので、議案第3号、許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局係長（園部和枝君） それでは、22ページをごらんください。議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。今月は、所有権移転の売買が1件となります。

それでは、説明させていただきます。番号1番、譲渡人、村上市北中__番地、____、譲受人、村上市北中__番地、____、土地の表示、北中字道地__番__、地目、田、地積1,094平方メートル外田が3筆、畑が2筆、計6筆、5,117平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アールあたりは約____円となります。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。ページのほう12ページにお戻りください。番号1番、先ほど農地法第3条でもご説明いたしましたが、図面中央に表示してあります申請地157番6以外の6筆が今回の申請地となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、議案第4号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） 議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について、今回3件の案件がございます。

24ページをごらんください。初めに、番号1番、申請人、村上市下中島__番地、____、____、土地の表示、下中島字堰南__番__、地目、台帳、現況とも畑、地積314平米外48筆、計49筆、合計43,322平米です。変更区分は農用地区域への編入、変更目的は編入、変更内容は、申請地は農振農用地に隣接しており、多面的機能支払交付金制度事業及び農地中間管理機構関連整備事業に取り組むため編入するものです。

次に、番号2番、申請人、村上市大毎__番地、____、土地の表示、大毎字堰ノ上__番__、

地目、台帳、現況とも田、地積627平米、変更区分は用途区分の変更、変更目的は農機具格納庫、変更内容として、申請者は19.8ヘクタールの農業経営を営んでおります。現在使用している農機具格納庫が高速道路用地となることから、大型車両が通行可能な道路脇にある当該地に新たに農機具格納庫を建築するため、計画を変更するものです。農機具格納庫1棟、建築面積198.3平米です。

最後に、番号3番、申請人村上市立島__番地、____、土地の表示、立島字宮田__番__、地目、台帳、現況とも田、地積1,043平米、変更区分は農用地区域からの除外、変更目的は杉の植林、内容といたしまして、当該地は水路等のほ場条件が悪く、畑地化も困難であり、今後とも耕作の予定がないことから、杉の植林により隣地の杉林と一体で管理し、土地を友好的に活用するため、計画を変更するものです。申請地は、農振農用地の外縁部にあり杉林に隣接していることから、周辺農地への影響は少ないです。

続きまして、場所の説明をいたします。28ページをごらんください。番号1番、地図左上に三面川が流れており、地図中央付近に太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

次に、29ページ、番号2番、地図左上に国道7号が走っており、右側大毎地内の右手のほう、太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

最後に、30ページ、番号3番、地図右上に国道7号が走っており、左手に立島集落があり、その集落の右手、地図中央付近、太く細長く囲まれた場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、整備計画の変更に係る現地調査を実施していただいておりますので、議案番号1番について、報告をお願いいたします。

推進委員、16番、齋藤委員。

○16番（齋藤 仁君） 朝日地区の現地確認、農地パトロールが8月2日に行われました。それで、下中島区長さんの田巻好衛さんからの申請ありました、村上農業振興整備計画の変更に係る意見書の交付について、現地確認の報告をいたします。

8月2日午後1時から朝日地区農地パトロールを行いました。そして、朝日支所会議室において農業委員5名、最適化推進委員5名、事務局より大西次長、津野主査、朝日支所、小池室長出席のもとで行いました。初めに、事務局から申請の内容等に説明がありまして、その後下中島地内への移動、申請内容について確認を行いました。申請地は農業用地に隣接しており、多面的支払交付制度の事業及び農地中間管理機構の関連整備事業と一体的に取り組むための編入するものです。朝日地区としては、農用地域の編入についてもやむを得ないとの意見となりました。

以上で報告を終わりますので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） ありがとうございました。

続いて、番号2番、3番について報告をお願いいたします。4番、加藤委員。

○4番（加藤孝平君） 4番、加藤です。番号2番、大毎の____さん、そして番号3番の立島の____

さんからの申告がありました、村上農業振興整備計画の変更に係る意見書の交付について、現地の確認を報告いたします。

8月5日月曜日午後1時より山北支所会議室において農業委員3名と最適化推進委員1名、事務局より大西次長さん、佐藤副参事さん、山北支所の村山係長の出席のもとで行いました。初めに、事務局から申請内容について説明がありました。その後、農地パトロール終了後現地のほうへ移動し、申告内容等について確認いたしました。大毎の申請地について、現在使用している農機具格納倉庫の高速道路用地となることから、大型車両が通行可能な道路脇にあります該当地、新たに農機具格納庫を建設するための計画を変更するものです。また、立島の申請地については、該当地は水路等のほ場条件が悪く、畑地化も困難であり、今後も耕作の予定がないことから、杉の植林、隣地の杉林と一体化で管理し、土地を有効的に活用するため、計画を変更するものです。申告地は、農振農用地の外縁部にあり杉林に隣接していることから、周辺の農地の影響は少ないものです。このことから、山北地区委員は、農用地利用計画の変更をやむを得ないという意見となりました。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部です。編入のやつは、これ線引きした際に恐らく除いたんですが、これ何か形状を見ると高くなっているか、何か変わっているところなんじゃないですか。その際に、線引きした際に除外しておいたわけですから、何か目的があったのか、その辺をお聞きしたいというのと、2番の___さんの農機具格納庫、この地図の中に今までの作業場というのが表示できますか。ありますか。それとも、かかったというのが自分どこかわかりませんが、先般も出てきたわけですし、今回またということで、こういう方がいっぱいいる事業で、どういふふうになって、どういふふうになったのか、もしわかったら教えていただきたいなと思います。

以上です。

○16番（齋藤 仁君） この下中島の地域に関しては、国土調査から除外された地域です。そして、現地に行ってみればわかるとおり、ここは高根川、三面川の左岸地域に入っています。そして、場所的には犬の訓練所のちょっと奥のほうにあります。その辺が今畑と田んぼが混在している状態ですので、それを今の中間管理機構の基盤整備に伴って、そこに編入して、田んぼの基盤整備を行ってほしいという案件です。そして、今現在下中島地域の多面的支払いというのが10万2,982平米、そしてこのところの案件のところの畑となっている土地が3,248平米、田として使用しているのが4万74平米です。今の中間管理機構でここを整備しない限りは、これから先貸し借り関係も道が狭いために、今後借り手もなくなるわけです。そして、10年後、20年後になって私らが死んだとき、子供にその土地を残してやりたいということですので、よろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 19番、船山委員、補足説明します。

○19番（船山 寛君） それでは、申しわけありませんが、私のほうで補足させていただきます。

この場所については、昭和時代、10年代2回ほど水害で流れまして、実際これは下中島になっていますけども、これ4集落入ってまして、ここはどこの集落の持ち物でもないということできたんですけども、近年なぜか下中島集落になってまして、ですからこの場所については私も除外されていることわかりませんでしたし、下中島としてもわかりません。ただ、今ほ場整備の絡み出てまして、図面等全部出した中でこういうことがはっきり出てきまして、これを編入しないとほ場整備の事業はできませんので、今回正式に上げさせてもらったということで、これ何十年来も全部田として使用しているもので、この見てわかるとおり、水路も排水もめっちゃめっちゃのような状態ですけども、これは全部、田、畑として耕作しているものですから、今回上げさせてもらっておりますので、齋藤さん、少し初めですので、不足部分でしたけども、よろしくお願いします。

○議長（石山 章君） 2番の申請人の____さんの現在というか、従前の格納庫の場所について説明してください。

局長。

事務局長（小川良和君） それでは、阿部委員からのもう一点のご質問、_____さんの現在の格納庫の場所ですが、この地図上左上のほうに方位を示す印がありますが、その脇、国道7号線が走っております。その左手側あたりに今現在の農機具格納庫があるという形になります。ですので、国道7号線よりも左側のほう、こちらから府屋方面に向かって左手側のほうを高速道路が通っていくというような形になります。

○議長（石山 章君） よろしいでしょうか。ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ほかにないようでありますので、議案第5号について、村上市農業委員会の意見は1番については適当である、2番、3番についてはやむを得ない旨通知することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、村上市農業委員会は番号1番、適当である、番号2番、3番についてはやむを得ない旨通知することに決定いたしました。

議案第6号 令和元年度村上市賃借料情報（案）について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局係長（園部和枝君） それでは、31ページをごらんください。議案第6号 令和元年度村上市賃借料情報（案）について説明いたします。

こちらは、農地法第52条の規定による借賃等を、別紙のとおり公表するものとなっております。

ページ進みまして32ページをごらんください。こちらの表のデータは、平成30年6月から令和元年5月までに農業委員会で決定、公告された農用地利用集積計画から算出したものとなります。上段の数字は、金額を集計したもので、下段の括弧内の数字は物納数を集計したものを表示してございます。データ数は、集計に用いた筆の数となります。算出結果は四捨五入し、100円単位とし、物納についてはキログラム単位としてあります。算出に当たって、平均に比べて著しく高額など、特殊な情報は集計から除いてあります。また、データ件数が5件未満の場合は、こちらの表に表示しておりません。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、ご意見、ご質問のある方お願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） これも特になくありませんので、議案第6号については承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第6号 令和元年度村上市賃借料情報（案）については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第7号、別段面積の設定について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、34ページ、議案第7号 別段面積の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積（下限面積）を、別紙のとおり設定するものとする。

35ページの別紙、ごらんください。こちらの別紙、区域別別段面積については、昨年度からの変更についてはございません。

説明のほうは以上です。

○議長（石山 章君） 質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 別段面積については昨年度と同じというようなこと案ではありますが、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第7号 別段面積の設定については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案としては以上ですが、皆様方からその他について。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） なければ、暫時休憩に入ります。

休憩 午後2時32分～午後2時45分

- ・協議、連絡事項ほか

時に午後 3 時 23 分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和元年 8 月 26 日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員